平成２２年（フ）第６９５９号
大阪市福島区福島７丁目18番19―903号
債務者　仲妻　竜彦
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０１４号
大阪府八尾市高砂町５丁目55番地の28
債務者　朝野勝文こと　宋　　哲敏
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０８１号
大阪市鶴見区鶴見１丁目６番109―402号
債務者　大栗　晶子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１２０号
大阪市淀川区加島１丁目20番２―502号
債務者　鈴木多賀夫
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１３４号
大阪府東大阪市日下町７丁目２番29号　スカイハイツ202号
債務者　西谷　往子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１３６号
大阪市浪速区大国２丁目10番12―403号
債務者　前田昌信こと　鄭　　昌信
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１７７号
大阪市淀川区東三国６丁目９番５―711号
債務者　竹村ミノリ
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１８４号
大阪市生野区中川東１丁目１番１号　ハイツコスモ35号
債務者　熊野　隼人
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１９７号
大阪府門真市上島町３番15号
債務者　土手添　勝
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１９８号
大阪府門真市上島町３番15号
債務者　土手添暁子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１９９号
大阪府寝屋川市萱島本町７―10―401、住民票上の住所大阪府門真市下島町27番18号
債務者　土手添恵子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２３８号
大阪府豊中市島江町１丁目３番11―906号
債務者　金丸ヒサ子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２５３号
大阪市港区磯路２丁目16番22号　貴和ビル203号
債務者　小林　正枝
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２５５号
大阪市住之江区南港中４丁目２番14―804号
債務者　髙島　範子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２７５号
大阪府吹田市江の木町12番５―911号
債務者　原田　明美
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２７７号
大阪市住之江区北加賀屋１丁目８番28号　黒田マンション203
債務者　横守　徳子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９５号
長崎県長崎市西山３丁目31番４号　浦川ハイツ１号室
債務者　畑中　賢吾
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１１６８号
札幌市西区西町南12丁目２番２号　コーポ赤松102号
債務者　山本　映里
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部